

◎徳島県青少年健全育成条例施行規則

制定 昭和四十年七月十九日 規則第一一七号  
改正 昭和四十一年四月一日 規則第四十一号  
昭和四十五年五月二十九日 規則第四十一号  
昭和五十三年三月三十一日 規則第四十四号  
昭和五十七年二月九日 規則第五号  
昭和五十七年四月一日 規則第三十号  
昭和五十九年八月一日 規則第四十三号  
平成八年六月二十八日 規則第二十九号  
平成十年二月二十七日 規則第七号  
平成十二年三月三十一日 規則第二十二号  
平成十三年十二月二十五日 規則第八十四号  
平成十七年十二月二十八日 規則第一〇九号  
平成十八年九月二十九日 規則第六十八号  
平成十九年十二月十八日 規則第七十五号

(この規則の趣旨)

第一条 この規則は、徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(推奨の認定基準)

第二条 条例第五条の二の規定による優良興行及び優良図書類の推奨は、徳島県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、別に定める認定基準により、行うものとする。

(指定の認定基準)

第三条 条例第七条第一項の規定による有害興行の指定、条例第八条第一項の規定による有害図書類の指定、条例第十条第一項の規定による有害広告物等の指定、条例第十条の二第一項の規定による有害広告物等の指定及び条例第十一条第一項の規定による有害がん具類の指定は、徳島県青少年健全育成審議会の意見を聴いて、別に定める認定基準により、行うものとする。

(指定及び指定の取消しの告示)

第四条 条例第七条第一項、第八条第一項、第十条第一項、第十条の二第一項若しくは第十一条第一項の指定又は条例第七条第四項の指定の取消しの告示又は指定又は指定の取消しの年月日、種類及び名称並びに指定又は指定の取消しの理由その他必要な事項を記載して行なうものとする。

(夜間に興行等を行なう場合等の掲示)

第五条 条例第六条第三項の規定による夜間に興行等を行う場合の掲示は、様式第一号による。

2 条例第七条第三項の規定による有害興行を行なう場合の掲示は、様式第二号による。

(有害広告文書等に係る青少年が居住する住居への頒

布の方法)

第五条の二 条例第八条第七項の規定による有害図書類の陳列方法は、次の各号(同条第三項第四号に該当し有害図書類の指定があつた図書類とみなされたものの陳列方法にあつては、第一号又は第四号)のいずれかによるものとする。

(一)間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書類を陳列すること。

(二)有害図書類以外の図書類を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に有害図書類を陳列すること。

(三)棚板の前面から十センチメートル以上張り出す仕切り板と仕切り板の間に有害図書類を陳列すること。

(四)背表紙のみが見えるようにして有害図書類を陳列すること。

(五)ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧できない状態にして有害図書類を陳列すること。

第五条の三 条例第十条の二第四項第二号の規則で定める方法は、有害広告文書等を内容物が透視できない封筒又は袋に入れて封をし、かつ、当該封筒又は袋の表面に青少年以外の者の氏名を受取人として記載して頒布する方法とする。

(有害広告文書等の頒布の禁止に係る施設等の指定)

第五条の四 条例第十条の二第四項第三号(二十六号)第一二四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)とする。

(自動販売機管理者の要件)

第六条 条例第十一条の四の規則で定める者は、次の各号に該当する者とする。

廣 自動販売機の設置場所の属する市町村(自動販売機の設置場所が当該市町村の境界付近である場合にあつては、当該境界に接する他の市町村を含む。)の区域内に住所を有する者  
廣 十八歳以上の者

(図書類等を販売する自動販売機の設置等に係る届出事項等)

第六条の二 条例第十一条の五第一項第三号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

廣 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号  
廣 販売する物品の種類  
廣 図書類等の販売の管理を業とする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)ならびに電話番号

・ 自動販売機管理者の電話番号  
・ 自動販売機管理者を置くことを要しない場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 自ら有害図書類を除去することとしている場合 当該除去に当たるとする事務所その他の店舗の所在地、名称及び電話番号並びに当該除去に当たるとする者の氏名

ロ 図書類の販売の管理を業とする者が有害図書類を除去することとしている場合 図書類の販売の管理を業とする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)並びに当該除去に当たるとする者の氏名

・ 自動販売機の設置場所の提供者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号  
・ 使用開始年月日

2 条例第十一条の五第二項第三号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

廣 自動販売機管理者を置くことしようとする場合  
廣 自ら有害図書類を除去することしようとする場合

・ 図書類の販売の管理を業とする者が有害図書類を除去することしようとする場合

3 条例第十一条の五第三項第三号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

廣 第一項第一号から第五号まで又は第八号に掲げる事項に変更があつた場合  
廣 第一項第六号に掲げる事項に変更があつた場合(当該変更が自動販売機の設置場所の変更により生じたものである場合を除く。)

4 条例第十一条の五第四項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

廣 条例第十一条の五第一項の規定による届出(自動販売機管理者を置くべき自動販売機を設置しようとする場合における届出に限る。)若しくは同条第二項第二号の規定による届出又は第二項第一号の規定による届出

自動販売機管理者の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)及び就任承諾書  
廣 条例第十一条の五第三項第一号の規定による届出(住所に変更があつた場合における届出に限る。)

自動販売機管理者の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

・ 条例第十一条の五第一項又は第二項第一号の規定による届出(他人の所有又は管理に属する土地又は建物に自動販売機を設置しようとする場合における届出に限る。)  
自動販売機の設置場所の提供者との間で自動販売機の設置に關し作成された土地又は建物の使用に係る契約書

5 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める書類によつて行なうものとする。

廣 条例第十一条の五第一項の規定による届出  
図書類等自動販売機設置届(様式第三号)

廣 条例第十一条の五第二項又は第三項の規定による届出  
届出事項変更(使用廃止)届(様式第四号)

(図書類を販売する自動販売機への表示事項)

第六条の三 条例第十一条の六の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

廣 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号

廣 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める事項

イ 自動販売機管理者を置いている場合

自動販売機管理者の住所及び氏名並びに電話番号

ロ 自ら有害図書類を除去することとしている場合

当該除去に当たたる事務所その他の店舗の所在地及び名称並びに電話番号並びに当該除去に当たたる者の氏名

ハ 図書類の販売の管理を業とする者が有害図書類を除去することとしている場合

二 図書類の販売の管理を業とする者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)並びに電話番号並びに当該除去に当たたる者の氏名

2 条例第十一条の六の規定による表示は、様式第五号による表示票をはり付けることにより行なうものとする。

(テレホンクラブ等広告文書等に係る青少年が居住する住居への頒布の方法)

第六条の四 条例第十三条の三第二項第二号の規則で定める方法は、テレホンクラブ等広告文書等を内容物が透視できない封筒又は袋に入れて封をし、かつ、当該封筒又は袋の表面に青少年以外の者(テレホンクラブ等広告文書等を頒布する住居に居住する者に限る。)の氏名を受取人として記載して頒布する方法とする。

(利用カードを販売する自動販売機への表示方法)

第六条の五 条例第十三条の六の規定による表示は、様式第五号の二による表示票をはり付けることにより行なうものとする。

(催眠等の作用を有するものの指定)

第六条の六 条例第十四条の三の規定により催眠等の作用を有するものとして知事が定めるものは、トルエン及びトルエン含有物(トルエン以外のものとの混合物であつて、トルエンを当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。)とする。

(立入調査を行なう者の指定)

第七条 条例第十七条の規定による立入調査を行なう者は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

廣 知事の事務部局に所属する職員

廣 教育委員会の事務部局に所属する職員及び学校教育職員

・ 警察職員

(立入調査を行なう者の証票)

第八条 条例第十七条第三項の証票は、様式第六号による。

附則

この規則は、昭和四十年十一月一日から施行する。

附則(昭和四十一年規則第四十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十五年規則第四十一号)

この規則は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附則(昭和五十三年規則第十四号)(抄)

1 この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 徳島県青少年保護育成条例の一部を改正する条例(昭和五十二年徳島県条例第三十九号)附則第二項の規定による届出をし

ようとする者は、改正後の徳島県青少年保護育成条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)様式第三号に準じて作成した届出書の正本にその写し一通を添えて、知事に提出

しなければならない。

3 知事は、前項の届出書を受理したときは、その写しに改正後の規則様式第五号による届出済印を押印し、当該写しを当該届出をした者に交付するものとする。

附則(昭和五十七年規則第五号)

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則(昭和五十七年規則第三十号)(抄)

この規則は、公布の日から施行する。

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和五十九年規則第四十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成八年規則第二十九号)

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附則(平成十年規則第七号)

この規則は、平成十年三月一日から施行する。

附則(平成十二年規則第二十二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則(平成十三年規則第八十四号)

この規則は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)の施行の日から施行する。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

2 改正後の徳島県青少年健全育成条例施行規則の様式に相当する改正前の徳島県青少年保護育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附則

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。